

令和6年度第3回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和6年6月10日（月）午後4時00分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請処理について

議案第3号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中23名）内農業委員出席13名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	欠 席	8	宮内 弘	9	欠 席
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	欠 席
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	宮内 春雄
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号 7 番高橋 律子委員・議席番号 9 番加瀬 佳二委員
議席番号 18 番野口 英夫委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
副主査	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

議 長	午後4時00分開会
	それではただいまより、令和6年度第3回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号7番高橋 律子委員、議席番号9

番加瀬 佳二委員、議席番号 18 番野口 英夫委員の 3 名です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人 2 名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号 10 番 山口 雅明委員

議席番号 11 番 唐津 茂雄委員 このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位 1 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 1

〇〇委員

それでは、順位 1 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇 〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町 14 番、登記簿地目田、現況田、地積 829 ㎡外 7 筆合計地積 6,220 ㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内、一部農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線をかもめ大橋に向かい、ローソン小船木店から 56m 先を左折し、200m 進んだ右側外です。現在はロータリーがかけられていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、遠隔地で耕作ができないため。譲受人は、農業経営規模拡大するため、自宅から近く耕作に効率的な申請地を取得したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、

周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読をお願いします。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

議案第2号順位1番と順位2番は関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1・2

〇〇委員

それでは、議案第2号順位1番と順位2番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は、農地法第4条の規定による許可申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇、申請の地番地積は、松本町2丁目828番1、登記簿地目畑、現況畑、地積1,736㎡の内281.09㎡と121.27㎡です。申請の用途は、倉庫及び進入路用地と駐車場2台用地です。申請地の場所は、松本町モンベルジェから銚子駅方面に向かい100m先の左側です。現在は、耕作はされていませんでした。農地の区分としては、農振農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第1種住居地域に指定されており、第3種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場2台30㎡と倉庫1棟103.95㎡です。雨水は、自然浸透です。隣接農地は申請人の所有ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。始末書が添付されていますので、読み上げます。始末書 土地の表示 銚子市松本町2丁目

828番1 畑 1736㎡の内281.09㎡ 申請地は、私が平成27年に相続した土地です。相続した時には、現在の状態になっており、農業用倉庫と自宅への進入路となっておりました。私の生まれる前に、祖父が建てた農業用倉庫があり、自宅への出入口として現在まできています。祖父が建てた農業用倉庫だとは、父親から聞いておりましたが、いつ自宅への出入り口として進入路がこの場所にできたのかは、父親も小さい頃だったので覚えていなかったくらいです。私も小さい時から当たり前のよう、農業用倉庫として認識し、自宅への出入口として申請地を使用していました。今年の初めに、申請地の周辺にブロック塀を作るため土地の測量をした際この土地全体が農地であることがわかりました。ずっと敷地の一部として使用していましたし、申請部分も宅地として課税されていたので全くわかりませんでした。農地と分かったので、このままにしておく訳にはいけないので、今回の申請をすることになったものです。知らなかったこととはいえ、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。今後このようなことのないよう十分注意いたしますので、今回に限り寛大な処置を賜りますようお願い申し上げます。

申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

議案第3号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位1番から10番について一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第3号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から10番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外7名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外7名。申請の地番・地積は、三崎町3丁目54番1登記簿地目畑、現況畑、地積2,578㎡外田9筆畑11筆、合計地積27,906㎡です。その内容ですが、順位1番から2番は、新規に5年の賃借権を設定しようとするもので、田6筆、合計地積が3,901㎡です。順位3番から5番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、田3筆 畑6筆、合計地積が8,861㎡です。順位6番は、新規に10年の使用貸借権を設定しようとするもので、田1筆、地積が3,893㎡です。最後に順位7番から10番は、売買により所有権を移転しようとするもので、田5筆 畑3筆、合計地積が11,251㎡です。以上順位1番から10番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に、議案書の5ページから6ページに報告事項がありますので、事務局に説明をお願いします。

事務局

農業者年金 令和6年度加入推進活動計画についてご説明いたします。

4ページの令和6年度加入推進実績報告表をご覧ください。

まず、千葉県全体の今年度の加入目標は、ワークシートに記載はございませんが、126人となっております。

今年度の、銚子市の全体目標は8人で、このうち39歳以下の目標は4人です。また、今年度の加入推進名簿の登載人数は300人で、青色申告

の世帯で、認定農業者、または認定農業者と家族経営協定をむすんでいる方や、新規就農者から抽出いたしました。具体的な加入推進につきましては昨年度同様、事務局で作成した対象者名簿を調査区ごとにお配りいたしますので、戸別訪問をお願いしたいと思います。名簿に載っていない方でも加入推進していただいても結構です。引き続き、ご近所の方、お知り合いの方に制度のPRをしていただき、加入推進についてよろしくお願いいたします。

事務局

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

事務局

ご意見等が無いようですので、以上で報告を終了いたします。

議案書の7ページから10ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

10ページの農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出書について、ハウスの使い道は何か。

事務局

育苗ハウスです。

議長

ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和6年度第3回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

午後4時30分閉会

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議長

署名委員

署名委員

